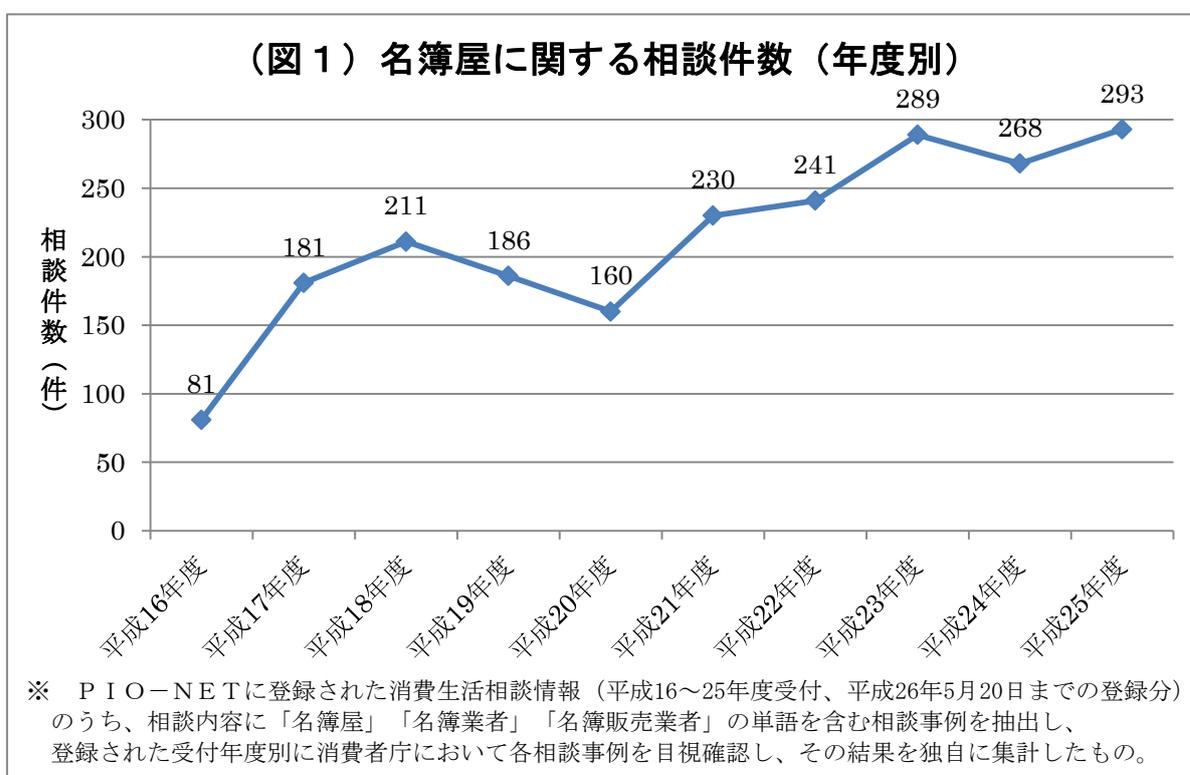


PIONEETに登録されている「名簿屋」に関する 消費生活相談事例について

消費者庁消費者制度課

1. 全体の相談件数の推移

PIONEET¹に登録された消費生活相談情報のうち、相談内容²に「名簿屋」等の単語を含む相談事例は、平成16～25年度で合計2,140件あり³、個人情報保護法の全面施行以降は年間200～300件程度で推移しつつ、全体としては増加傾向にある（図1）。

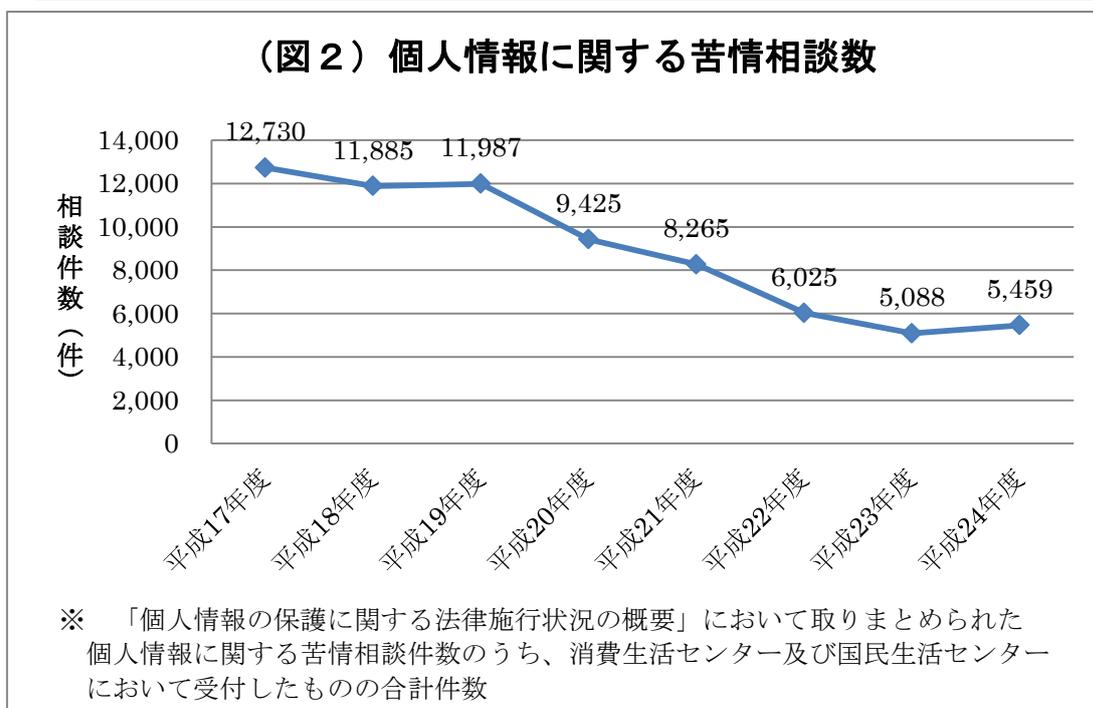


¹ PIONEET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

² PIONEETに登録されている、「商品・役務名」「ブランド・型式」「件名」「相談概要」

³ 相談者が「名簿屋」の存在を懸念している場合など、現実に名簿屋が関わっているわけではない相談事例も含まれる（詳細は「2. 相談事例の内容」及び「5. 金銭的被害について」参照）。

「個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」において取りまとめている、消費生活センター及び国民生活センターの受け付けた個人情報に関する苦情相談件数は、平成 17 年度以降概ね減少傾向となっている（図 2）。したがって、個人情報に関する苦情相談件数に対する名簿屋に関する相談件数の比率は増加傾向にあるが、割合としては最大でも 5 % 程度となっている。



2. 相談事例の内容

平成 16～25 年度相談事例のうち、直近の平成 25 年度における相談事例 293 件の相談内容を確認すると、その内訳は図 3 のとおりであった。

(図3)「名簿屋」に関する相談事例の内訳

相談の種別	平成25年度の相談件数	具体例
電話等による勧誘	259	—
個人情報の入手先を名簿屋と確認	242	・見知らぬ事業者から勧誘の電話があり、電話番号をどこから入手したか確認したところ、名簿屋から買ったとのこと。違法ではないのか。
相談者が名簿屋から個人情報を入手したと推測	17	・購入した覚えのない業者から勧誘の電話があった。名簿屋から情報が漏れているのではないのか。
同窓会名簿の作成・販売	11	・同窓会名簿の案内が来たため購入の申込をしたが、大学とは無関係の業者が作成したものであった。 ・学校が勝手に業者に委託して同窓会名簿を作成しているが、問題ではないか。
名簿屋に個人情報を流されないかという懸念	5	・店に住所氏名等を教えたが、名簿屋に売られたり悪用されたりしないかと不安である。
名簿屋の個人情報を削除すると持ちかける事業者	4	・事業者から「あなたの情報が名簿屋に漏れている。依頼があれば名簿屋の情報を削除させられる」と電話があった。
名簿への掲載や名簿の購入を持ちかける事業者	2	・名簿屋に訪問され、名簿に名前を載せないかと勧誘された。 ・紳士録に登録したが、後に情報の削除のための費用を請求された。
その他	12	・名簿屋についての報道を見たが、法律で規制すべきではないか。
計	293	—

※ 図1の相談事例のうち平成25年度に受け付けた相談事例を、相談内容ごとに消費者庁において独自に集計したもの。

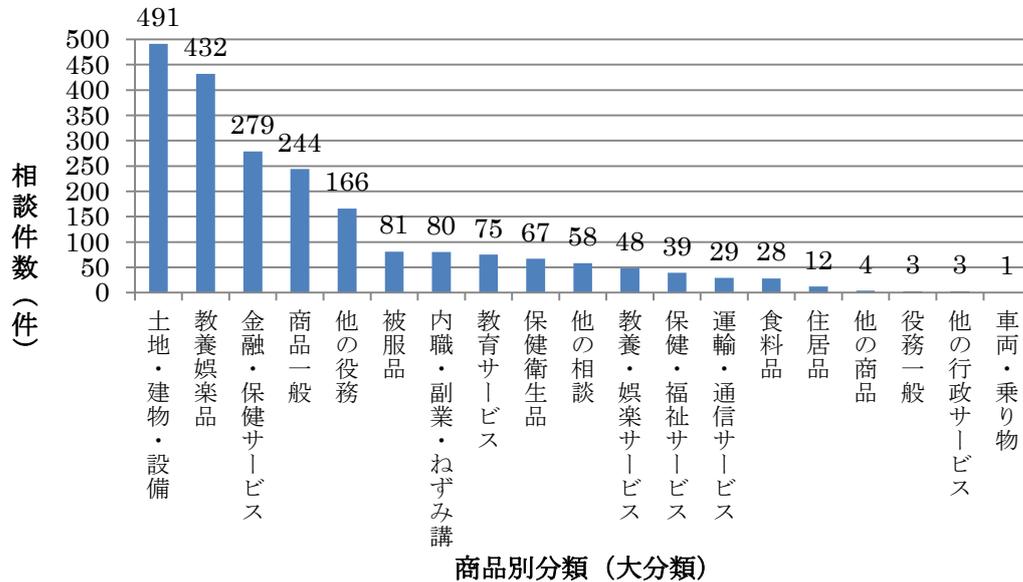
電話やダイレクトメールによる勧誘が端緒となっている相談事例が259件であり、全体の大半を占めている。また、そのうち242件は、勧誘をしてきた事業者に対して相談者が個人情報の入手先を確認したところ、名簿屋から購入した旨を回答している。

また、少数であるが、事業者や周囲の者が個人情報を収集していることに対し、その情報が名簿屋に売られることへの懸念を抱いている事例等もあった。

3. 商品別分類

平成16～25年度の相談事例を、登録されている商品別分類（大分類）ごとに集計すると、図4のとおり、「土地・建物・設備」や「教養娯楽品」、「金融・保険サービス」に分類されるものが多かった。

(図4) 名簿屋に関する相談件数(商品別分類)

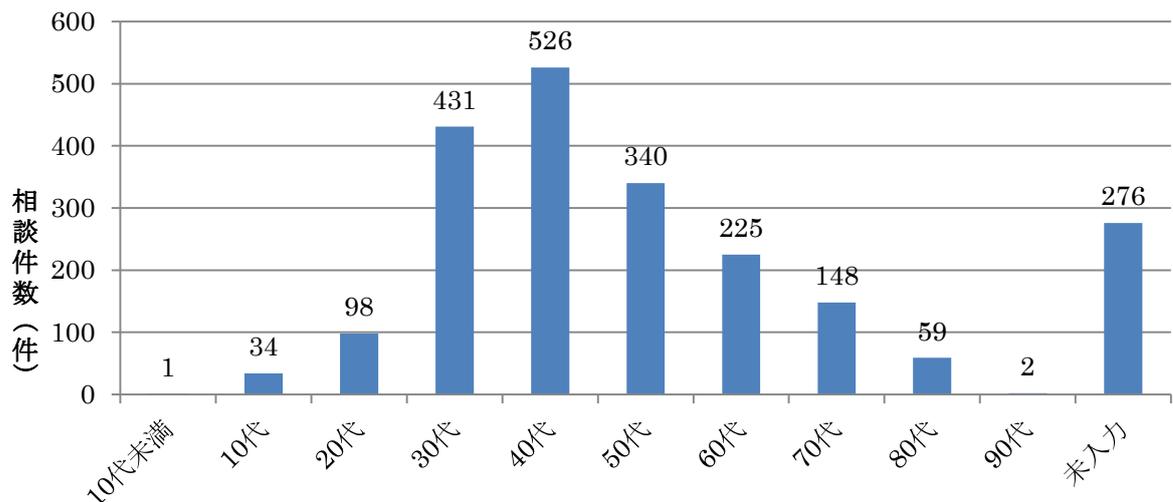


※ P I O-N E T に登録された消費生活相談情報(平成16~25年度受付、平成26年5月20日までの登録分)のうち、相談内容に「名簿屋」「名簿業者」「名簿販売業者」の単語を含む相談事例を抽出し、登録された商品別分類(大分類)ごとに消費者庁において各相談事例を目視確認し、その結果を独自に集計したもの。

4. 年齢別分類

平成16~25年度の相談事例を、相談者の年代別に集計すると、図5のとおり、30代~50代からの相談が多いという結果となった。

(図5) 名簿屋に関する相談件数(契約当事者年代別)



※ P I O-N E T に登録された消費生活相談情報(平成16~25年度受付、平成26年5月20日までの登録分)のうち、相談内容に「名簿屋」「名簿業者」「名簿販売業者」の単語を含む相談事例を抽出し、登録された契約者年齢ごとに消費者庁において目視確認し、その結果を独自に集計したもの。

5. 金銭的被害について

平成 16～25 年度の相談事例 2,140 件のうち、既支払額（相談の取引に際して、既に支払っている金額）が登録されているものを確認したところ、相談時に既に支払いをしている事例は 66 件⁴あった（図 6）。

（図 6）既支払額別の相談件数

既支払額	件数
0 円	253
1 万円未満	8
1 万円以上 5 万円未満	38
5 万円以上 10 万円未満	3
10 万円以上 50 万円未満	8
50 万円以上 100 万円未満	1
100 万円以上 500 万円未満	5
500 万円以上	3
未入力	1,812
計	2,140

図 6 のうち、相談時に既に支払いをしている 66 件の概要は図 7 のとおりである。同窓会名簿についてのトラブルや、名簿への掲載を誘い、後に名簿の購入や更新・削除の名目で金銭を請求するものについての相談が多いが、名簿を使用した事業者による勧誘から発生したトラブルに関する事例が 13 件あった。

⁴ 既支払額があった 66 件の中には、既支払額の全てが「名簿屋」やその名簿を用いた勧誘等に係る支払額ではない事例も数件含まれている。

図7 相談時にすでに支払いをしていた相談事例の概要

相談種別	相談件数	具体例
同窓会名簿に係るトラブル	24	<ul style="list-style-type: none"> ・高校の同窓会名簿の申込通知が来て申し込んだが、学校と関係のない名簿屋が作成したもののようだ。 ・同窓会名簿の誘いがあり、情報を提供したが、大学が同窓会名簿を装った業者に注意を促していることを知り、不安だ。
名簿への掲載や名簿の購入に係るトラブル	14	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿業者が来て、経歴などを聞かれたため答えた。後日、名簿が送られてきたが、支払いたくない。 ・昔登録した紳士録の名簿から情報を削除する費用として、度々請求を受けて困っている。
名簿を用いた勧誘からのトラブル	13	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産会社からしつこく勧誘され、料金の一部を支払ってしまった。解約できないか。電話番号は名簿屋から買ったという。 ・名簿屋から電話番号を得た勧誘で、未公開株を購入したが、会社と連絡が繋がらなくなった。
内職に係るトラブル	3	<ul style="list-style-type: none"> ・DMの宛名書きの内職に登録したが、宛名書きのための名簿は名簿屋から買うように言われた。問題ないか。
名簿を購入した事業者からの相談	3	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の会社の電話勧誘のために名簿を購入したが、半分が宛先不明となっていた。
「情報を削除する」という事業者	2	<ul style="list-style-type: none"> ・「勧誘に困っていないか、名簿屋から情報を削除する」と持ちかけられ、手数料を支払ってしまった。
その他	7	<ul style="list-style-type: none"> ・頼んだ覚えのない商品が届き、事業者に問い合わせたところ、クーリングオフのための書類提出を求められた。警察からは名簿屋の手口なので連絡を取らないよう言われた。
計	66	—